

## 第3章 安全管理の進め方

学校における安全管理は、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活等における行動の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急処置や安全措置ができるような体制を確立して、児童等の安全の確保を図るようによることである。安全教育と安全管理が一体的な活動を展開することによって、初めて学校における安全が確保できるものである。

### I 学校環境の安全管理（安全点検）

学校環境の安全を保つためには、学校とその設置者が協力して校舎等内外の施設・設備を点検し、危険を事前に発見するとともに、それらの危険の除去等の改善措置を講じなければならない。

安全点検の対象である学校環境は、常に同じ状態にあるわけではなく、季節あるいは時間、自然災害等により劇的に変化するものであるため、安全点検を継続的かつ計画的に行わなければ、環境や行動における重大な危険は見過ごされる可能性がある。

#### 1 関係法令

##### 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）

（学校安全に関する学校の設置者の責務）

第26条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第29条第3項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第1項及び第2項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校安全計画の策定等）

第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（学校環境の安全の確保）

第28条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

##### 学校保健安全法施行規則

#### 第6章 安全点検等

（安全点検）

第28条 法第27条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

（日常における環境の安全）

第29条 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

## 2 安全点検の種類と対象

定期の安全点検では、対象が多岐にわたるので、点検の質を確保するためには、教職員全員により、組織的かつ計画的に行う。

安全点検の種類	時期・方法等	対 象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期1回以上 計画的に、また教職員 全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備などについて	毎学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行われなければならない（規則第28条第1項）
	毎月1回 計画的に、また教職員 全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用されると思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上など	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記（規則第28条第1項）に準じて行われる例が多い
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣での火災などの災害時 ・近隣で危害のおそれのある犯罪（侵入や放火など）の発生時	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする（規則第28条第2項）
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所について	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない（規則第29条）

## 3 安全点検の方法・体制等

安全点検の実施計画では、対象や種類別の安全点検表及び項目ごとの観点や分担を明らかにした実施要領を作成し、全教職員の共通理解を図って実施する。個々の点検は、目視・打音・振動・負荷・作動等により行われるが、対象や項目に応じて、複数の方法を組み合わせる。

[点検体制] の例（月例点検の場合）

第1次点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各担当者が点検カードにより点検を行う。</li> <li>・その場で修理できるものは直ちに行う。</li> <li>・点検結果をまとめ、安全担当者等に提出する。</li> </ul>
第2次点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全点検者が点検結果を「結果・処理集計表」に転記する。</li> <li>・集計表により安全担当者等が、再点検を行い、判定する。</li> <li>・点検及び判定結果を学校（園）長等の責任者へ連絡する。</li> </ul>
第3次点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校（園）長等の責任者が、判定結果をもとに最終点検者として安全担当者等と共に再点検を行う。</li> <li>・異常の状態により、専門家の点検及び修理を依頼する。</li> <li>・処置の必要な箇所を全職員に周知させ、危険防止の配慮をする。</li> </ul>

#### 4 安全点検カードの作成

それぞれの学校（園）の実態に即したカードを必ず作成し、安全点検と事後処置の徹底を期することが必要である。安全点検表の作成に当たっては、その対象となる場所ごとに、点検の観点、点検の方法、判定結果、不良箇所とその程度、改善措置の状況などを記録できるようにする必要がある。

また、屋外にある器具・遊具は、腐食等による損傷で重大事故の発生が考えられることから、修理等が経年的に確認できる「器具・遊具管理簿」の作成が必要である。

#### 5 点検結果の事後措置

学校内の施設及び設備の安全点検を実施し、児童生徒等の安全の確保に支障となる事項を認めた場合は、危険物の除去、施設・設備の修繕、危険箇所の明示、立入禁止や使用禁止又は使用場所の変更を行うなどの適切な措置を講じる。大規模な改修を伴う場合など校長が対応できない事項については、学校の設置者に速やかに報告し、適切な措置の実現を図る。

#### 6 学校環境における安全管理の対象

対象や項目の設定では、学校種の違い、学校環境等や地域の実情を考慮する必要がある。対象や項目の例を本資料別表に示すが、これらに限定することなく、追加・変更等を行うことが求められる。このとき、学校単独では対応できない部分も多いため、教育委員会と十分に連携しながら対応する必要がある。

##### (1) 校舎内等の施設・設備の安全管理

校舎内・園舎内の管理の対象としては、教室（保育室）、廊下、階段、トイレ、特別教室、体育館（遊戯室）等が考えられる。これらは、児童生徒等の学校生活の中で最も多く使用される場所であり、状態の変化には特に留意する。また、寮や寄宿舎については、校舎内等の安全管理に準じて行う。

##### (2) 校舎外等の施設・設備の安全管理

校舎外・園舎外の安全管理としては、運動場・園庭等、体育施設、運動用具等の倉庫、プール、足洗い場等が考えられる。これらの安全管理については、外部環境や一般の者との接点が多いものであることに留意する。なお、施設や器具・用具については、それ自体の安全管理だけでなく、使用法や扱い方も重要である。

#### 7 安全点検を実際に行う場合の留意事項

(1) 児童生徒等の立場に立って、その都度、新たな気持ちで確実に行うこと。

(2) 見落としをなくすため点検場所・点検担当をローテーションして行うこと。

(3) 形式的に流れることなく、見て、触って、動かしてなど、点検箇所によってはかなづち・ドライバー等修理用具を入れた点検袋を用意して行うこと。

(4) 安全な環境づくりの必要性を発達段階に応じて体験させ、安全意識の高揚を図ること。

※「生きる力をはぐくむ学校での安全教育（H31 文部科学省）」の P.53～P.57 を参考に全教職員が共通理解の上、学校（園）の実情に即した点検カード等を作成するとともに、組織的・計画的・系統的に実施すること。

## 8 各種様式

### ■点検カード（作成例）

様式1 安全点検カード（普通教室・廊下・昇降口等）

様式2 安全点検カード（運動場遊具）

様式3 安全点検カード（プール）

様式4 安全点検カード（運動場、校地）

様式5 安全点検カード（通学路）

様式6 安全点検結果・処置集計表

様式7 器具・遊具管理簿

様式8 点検チェックリスト（防災の観点）

(普通教室・廊下・昇降口等)

点検者氏名

点検事項	評価											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 床板が破損していないか。												
2 床が滑りやすく、転倒のおそれはないか。												
3 壁にある画びょうや釘類(帽子掛け・靴かけ等)が体に触れるおそれはないか。												
4 展示物、棚類上の物品等、落下、転倒のおそれはないか。												
5 窓ガラスや窓の鍵に破損・故障はないか。												
6 窓の手すり(転落防止)に異常はないか。												
7 カーテン・カーテンレールに損傷はないか。												
8 出入り口のドアに異常はないか。(重い・外れ・破損等)												
9 机や椅子は破損していないか。												
10 天井、柱、内壁に、剥離、亀裂はないか。												
11 照明器具、スクリーン、時計、スピーカー等が落下するおそれはないか。												
12 スイッチ・コンセントの破損はなく、危険防止の配慮がされているか。												
13 空調機器に異常はないか。												
14 テレビ・放送・インターホン等の異常はないか。												
15 棚、靴箱等は転倒防止措置がなされているか。												
16 バルコニーの防護柵は低すぎたり、腐食したりしてはないか。												
17 通行の妨げになるものが放置されていないか。												
18 消火器等は準備されているか。												
19 その他気づいたこと。												
安全担当者印												
教頭印												
校長印												

\* 上記以外にも、各学校における独自の観点を検討し、追加・修正等を行う。

※「目視」「触診」「打診」「振動」「負荷」「作動」など複数の方法を組み合わせて点検を行う。

(注)  良好な場合・・・A  校内で処置可能な場合・・・B  校内では処置が不可能な場合・・・C

良否を○×で記入  
 又は  
 少しでも不良の場合は×



点検の項目	方法	点検実施日									
アスレチック遊具 (らんぐい)	目打 振負										
ア 「くい」の地面と接地部分は腐食していないか。	目打 振負										
イ 「くい」にぐらつきや破損、腐食はないか。	目 振負										
ウ 「くい」の間隔は適当か。	目										
エ 周辺に危険物はなかい。	目										
使用 (可・不可)											
コンビネーション遊具											
ア 支柱にぐらつき、接地部分に破損、腐食はないか。	目打 振負										
イ 接合部分、鉄製部分に破損や腐食はないか。	目打 振負										
ウ おどり場の手すり、つなぎ手にぐらつき、破損、腐食はないか。	目 振負										
エ くさり、つり具に磨耗や破損はないか。	目										
オ 滑走面にささくれや突起物はないか。	目										
カ 滑走面に変形はしていないか。	目										
キ 周辺に危険物はなかい。基礎コンクリートが露出していないか。	目										
使用 (可・不可)											
点検者	印										
安全担当者	印										
校長 (教頭)	印										

\*安全領域内の設置面は、遊具の落下高さに見合った衝撃吸収性能を有する素材を敷設することが望ましい。

備考

◎点検の方法(方法欄)

- 
- 
- 

◎点検結果の記入

- 良好な場合.....A
- 校内で処置可能な場合.....B
- 校内では処置が不可能な場合.....C

良否を○×で記入

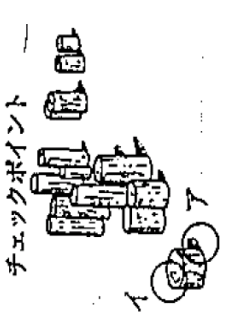
又は

※B・C又は×の場合は、「処置内容、方法」欄に処置した内容と月日を記入する。  
 ※遊具を接地した場合は、移設期日を点検カードや管理簿に記録すること。

◎チェックポイント欄の活用

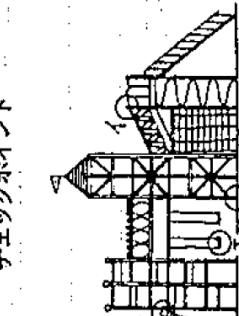
- ①
- ②
- ③

チェックポイント



設置年月日	設置業者	製造業者
処置内容、方法及び完了日		

チェックポイント



設置年月日	設置業者	製造業者
処置内容、方法及び完了日		





年度 安全点検カード(作成例)

<様式4>

(運動場・校地)

点検者氏名

印

点検事項	評価											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 石、ガラス片、凹凸などによる危険はないか。												
2 排水溝や側溝につまりはないか。												
3 洗い場に破損はないか。												
4 サッカーゴール等は固定されているか。												
5 バックネットに破損、腐食、転倒のおそれはないか。												
6 掲揚柱等に腐食や転倒のおそれはないか。												
7 樹木に邪魔な枝はないか。												
8 クラブハウスに破損や倒壊のおそれはないか。												
9 校門、扉、柵に破損、腐食はないか。												
10 入口明示等の立て札、看板等の破損がないか。												
11 防犯カメラ、インターホン等は正しく作動しているか。												
12 死角の原因となる樹木等の障害物はないか。												
13												
14												
15												
安全担当者印												
教頭印												
(処置後は赤○印を)												
校長印												

※「目視」「触診」「打診」「振動」「負荷」「作動」など複数の方法を組み合わせて点検を行う。

(注) } 又は { 良否を○×で記入  
 ○良好な場合・・・A  
 ○校内で処置可能な場合・・・B  
 ○校内では処置が不可能な場合・・・C  
 ○少しでも不良の場合は×

<作成例（通学路）>

安全点検カード					A・B・C・D	
点検区分			登校班数	登校班人数	点検完了月日	年 月 日
番号	名称	班	人	点検者氏名		
点 検 事 項					評 定	処置月日
1	関係機関、保護者などとの協議によって選定（指定）されているか。					月 日
2	集団登校等、学校や地域の実態に応じた通学方法が選定されているか。					月 日
3	自転車の点検・整備は定期的実施されているか。					月 日
4	必要なスクールゾーンが検討・設置されているか。					月 日
5	必要な横断歩道や信号機・遮断機が設置されているか。					月 日
6	ガードレール・カーブミラーや標識などに破損等の不備はないか。					月 日
7	道路標示が薄れて見えにくくなっていないか。					月 日
8	橋梁の高欄の高さが十分か、また、隙間から落ちる危険性はないか。					月 日
9	側溝への転落の危険性や蓋の間に隙間・不陸はないか。					月 日
10	歩行者用信号機の青時間の長さが短くはないか。					月 日
11	児童等が安全に歩行できるよう車道と歩道の区分がされているか。					月 日
12	道路工事の箇所については、児童等の通学の安全が確保されているか。					月 日
13	横断歩道橋の通路の破損や不備はないか。					月 日
14	歩道上に危険物や放置自転車など通行の妨げとなるものはないか。					月 日
15	街灯がなく人通りが極端に少ない寂しい箇所はないか。 (冬季に下校する際、十分な照明が確保されているか。)					月 日
16	地下道の照明の不備などがなくないか。					月 日
17	通学路上の「子ども110番の家」など地域の安全確保の取組が周知されているか。					月 日
18	雑草や植樹が通行の支障や周りからの死角となっていないか。					月 日
19	不審者情報が学校に入るシステムが構築されており、通報と同時に対応・点検する体制がとれているか。					月 日
20	ブロック塀の倒壊、土砂崩れ及び河川の氾濫の危険性がある箇所はないか。					月 日
21	通学地域別に、通学指導（交通・防犯・防災）が定期的実施されているか。					月 日
〔備 考〕						
1 通学路の設定あるいは変更については、通学状況の実態を把握している教育委員会及び所轄の警察署等に相談して決定すること。						
2 指定された通学路については、年度初めに通学路図を作成し、学期に1回程度は点検を行い、道路の交通事情の変化に対処できるようにする。						

安全点検結果・処置集計表（作成例）

（ ）年度 月例点検用（ ）月実施分

点検年月日		年 月 日	実 施				
領域	区分	処置を要する内容	評 定		点検者 氏 名	処 置 月 日	備 考
			B	C			
I	普通教室 (○年○組)	窓ガラスの枠がこわれている		○	▲▲	○/○	取りかえる
I	校 庭	ブロックの塀のひび割れ		○	■	○/○	安全標示をする (業者へ依頼)
II	体 育 館	火災報知器の故障		○	◆◆	○/○	固定する
II	調理実習室	調理台1号のコンセントの カバーがこわれる	○		▼▼	○/○	取りかえる

(注) 評定B … 校内管理活動で処置可能な場合  
 評定C … 校内管理活動で処置不可能な場合

器具・遊具管理簿（作成例）

(No. )

品名			購入年月日		
購入業者 (住所・TEL)		設置業者 (住所・TEL)		製造業者 (住所・TEL)	
規格		数量		単価	
設置場所					
移設場所		移設年月日		移設業者(TEL)	
修理・補修の記録					
年月日	修理・補修箇所	処理内容		修理業者(TEL)	備考
〇.〇.〇	支柱6本	錆止め及びペンキを塗る		教職員	職員作業
〇.△.△	鎖2本	摩耗のため交換		(株)〇〇〇〇	

- 備考
- ・ 個々の器具、遊具について管理簿を作成し、管理の徹底を図る。
  - ・ 寄付備品、器具についても管理簿を作成する。
  - ・ この管理簿は点検結果の処置歴として残し保管を徹底する。

〈作成例〉

<様式8>

# 点検チェックリスト(防災の観点)

※ 学期に1回以上の点検

《点検結果》 A : 異常は認められない、または対策済み  
 B : 異常かどうか判断がつかない、わからない  
 C : 異常が認められる

点検日		通し番号	
記入者名			
点検箇所 (該当に○)	棟名	階	
	屋内運動場 普通教室 特別教室 廊下 昇降口 外部 その他		
室名			

番号	点検項目	点検の種類	参照ページ	劣化状況 ※該当欄に○					点検結果 (A・B・C) ※該当結果に○	特記事項 (具体的な異常箇所・状態等)
				脱落	変形	剥離	ひび・破損	変質		
				ず垂ぶ落 れれらち てて下そ う るる るる るる るる	ガ曲ゆた傾凹 タがわいん つつんてで いてでいい いていい るるるる	膨ふ剥 らかが んふれ でかて るるる	切破折割ひ れれれれび ててて割 ててて割 ててて割 るるるるる	シ錆腐 ミびつ がてて あいて るるる		
<b>I. 天井</b>										
①	天井(天井仕上げボード、モルタル等)にずれ、ひび割れ、しみ等の異常は見当たらないか。	劣化	25						A・B・C	
<b>II. 照明器具</b>										
①	照明器具に変形、腐食等の異常は見当たらないか。	劣化	25						A・B・C	
<b>III. 窓・ガラス</b>										
①	ガラス	劣化	26						A・B・C	
②	窓・ドア	劣化	26						A・B・C	
③	クレセント	使い方	27						A・B・C	
④	窓ガラス周辺	使い方	27						A・B・C	
⑤	扉など	劣化	27						A・B・C	
<b>IV. 外壁(外装材)</b>										
①	外壁(外装材)	劣化	28						A・B・C	
<b>V. 内壁(内装材)</b>										
①	内壁(内装材)	劣化	28						A・B・C	
<b>VI. 設備機器</b>										
①	放送機器・体育器具	劣化	29						A・B・C	
②	空調室外機	劣化	29						A・B・C	
<b>VII. テレビなど</b>										
①	天吊りテレビ	耐震性	30						A・B・C	
②	棚置きテレビ・パソコン等	耐震性	30						A・B・C	
③	キャスター付きのテレビ台など	耐震性	31						A・B・C	

番号	点検項目	点検の種類	参照ページ	劣化状況 ※該当欄に○					点検結果 (A・B・C) ※該当結果に○	特記事項 (具体的な異常箇所・状態等)
				脱落	変形	剥離	ひび・破損	変質		
				ず垂ぶ落 れれらち てて下う いでがう るって る	方曲ゆた傾凹 タがわいん つつんんで いでいでい るるるる る	膨ふ剥 らがが んふれ でかて るす る	切破折割ひ れれれれび てててて割 いいいいれ るるるるる る	シ錆腐 ミびつ がてて あいい るるる る		
VIII. 収納棚など										
①	棚・ロッカーなど 書棚、薬品棚、ロッカー等は取付け金物で壁や床に固定しているか。	耐震性	31						A・B・C	
②	棚の積載物 棚の上に重量物を置いていないか。	使い方	32						A・B・C	
③	薬品棚の収納物 薬品の容器等の破損・飛び出し防止対策を講じているか。	使い方	32						A・B・C	
IX. ピアノなど										
①	ピアノなど ピアノなどに滑り・転倒防止対策を講じているか。	耐震性	33						A・B・C	
X. エクspansion・ジョイント										
①	エクspansion・ジョイントのカバー材 エクspansion・ジョイントのカバー材が変形又は外れていないか。	劣化	34						A・B・C	
②	エクspansion・ジョイント及びその周辺 エクspansion・ジョイント及びその周辺に物を置いていないか。	使い方	34						A・B・C	
XI. ブロック塀等										
①	ブロック塀等 塀に傾き、ひび割れ等の異常は見当たらないか。	劣化							A・B・C	
※点検項目を追加する場合は以下の欄を活用してください。										

## II 学校生活の安全管理

学校生活の安全管理は、休み時間、各教科等の学習時、クラブ活動等、学校行事、その他学校における全ての教育活動を対象として、主に児童等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行うものである。

### 1 学校生活の安全管理の方法

- (1) 事故の発生状況や原因・関連要因等の把握
- (2) 行動や場所の規制
- (3) 情緒の安定及び良好な健康状態の把握
- (4) 安全管理と安全教育との関連

### 2 学校生活の安全管理の対象

学校生活の安全のためには、施設・設備、器具・用具等学校環境自体の安全が前提となる。以下では、学校生活ごとに、様々な対象に共通する安全管理の観点について述べ、留意点や対象・項目の例を示すこととする。ただし、対象や項目の設定には、学校種の違いや自校の環境の実態等を考慮する必要がある。

- (1) 休み時間
- (2) 各教科等の学習時間
- (3) 特別活動（クラブ活動等、学校行事）時
- (4) 学校給食の時間
- (5) 清掃活動等作業時

### 3 防犯に関する安全管理

児童生徒等の大切な生命や安全を守り、楽しく、充実した学校生活を送ることができるようにするため、学校においては、保護者や警察等の関係機関、地域の関係団体等との連携を図り、児童生徒等が、危害を加えるおそれのある者等による犯罪の被害者とならないよう十分な対策を講じる必要がある。

岡山県では、県民総ぐるみで犯罪のない安全・安心岡山県づくりを進めるための施策推進のよりどころとなる「岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例」が平成18年9月29日に公布・施行された。この条例において、「学校等における安全の確保」及び「通学路等における安全の確保」に関する指針を定めている。

### 4 通学の安全管理

通学の安全管理は、児童生徒等の通学時における安全の確保を目的とするもので、通学路の設定とその安全確保及び通学的手段に対応した安全管理が主な対象となる。安全な通学路の設定、通学路による登下校の徹底、定期的な通学路の点検、危険箇所・要注意箇所の周知・対策などを行う必要がある。特に中学校や高等学校、特別支援学校における生徒の通学手段は、多岐にわたることから、それぞれの交通手段の特性を考慮した安全管理が求められる。

また、通学の安全管理については、交通安全の観点だけでなく、誘拐や傷害などの犯罪被害防止という生活安全の観点や災害発生時の災害安全の観点からも対策が必要である。

なお、通学の安全管理には児童生徒等の行動の自己管理が極めて重要となる。したがって、安全管理だけでなく計画的な安全指導が不可欠であり、両者を特に密接に関連付けるべきである。さらに学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たし責任をもって児童生徒等の指導に当たることが重要である。

### 5 防災のための安全管理

学校における防災管理は、安全管理の一環として行われるものであり、火災や自然災害による事故の要因となる学校環境や通学を含む学校生活における危険を予測し、それらの危険を速やかに除去するとともに、災害の発生時及び発生後に、適切な応急手当や安全な措置が実施できる体制を確立して、児童生徒等の安全を確保することである。また、被災後に心のケアに配慮したり、授業

再開を図ったりすることなども含まれる。

これらの防災管理と、計画的な防災教育、両者を円滑に推進するための組織活動によって、通学路を含む学校における安全が確保できるのである。そのためには、各学校で作成する学校安全計画、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等に基づいて、災害への「事前の危機管理」、災害が発生した場合の「個別の危機管理」、発生後の「事後の危機管理」を適切に行う必要がある。

なお、防災管理を行うに当たっては、学校が所在する市区町村の地域防災計画との密接な関連を図り、学校施設が地域の避難所に指定されている場合の対応等についても十分協議・検討し、対策を講じておく必要がある。

近年、頻発する自然災害を受け、学校においては、学校の教育活動全体を通じた防災教育の推進とともに、適切な防災管理、家庭、地域社会、関係機関と連携した組織活動が実践されている。しかし、起こりうる災害は、学校が立地している地形や地質などの自然環境や社会的条件によって状況が異なる場合がある。また、学校の状況についても、規模、職員数、児童生徒等の年齢、通学方法等によって様々であるため、各校の実情を踏まえた対応を考えていただきたい。

## 6 新たな危機事象への対応

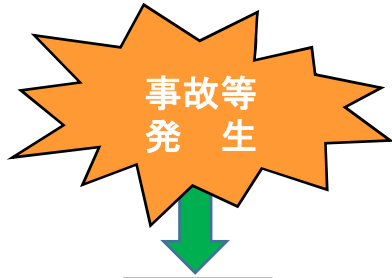
学校への犯罪予告やテロ、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案等の新たな危機事象への対応が求められており、学校における危機管理は、社会情勢の変化に応じて適時適切に見直しを図り、常に最新の状況にしておくことが重要である。

## 7 事故等の発生に備えた安全管理

学校の管理下において、事故等が発生した際、児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うことが重要である。そのため、組織として機動的に対応できる救急及び緊急連絡体制を整えておくとともに、迅速かつ適切な手当ができるよう、日頃から全ての職員がその手順について理解し、身に付けておくことが大切である。

さらに、学校への不審者侵入時や登下校時・校外活動時における事故等発生時、地域・学校の事情を踏まえて起こり得る危険が発生したときなど、個別の場面を想定し、できる限り具体的に手順を定め、教職員のみならず関係者等にも共有しておくことが重要である。





<方針>

1. 児童生徒等の安全確保、生命維持最優先
2. 冷静で的確な判断と指示
3. 適切な対処と迅速正確な連絡、通報

発見者

- 発生した事態や状況の把握
  - 傷病者の症状の確認（意識、心拍、呼吸、出血等）
  - 心肺蘇生法などの応急手当（現場で直ちに）
  - 協力要請や指示
- ※必要と判断したら速やかに110番、119番通報  
または、他者へ通報を依頼  
(状況に応じ、発見者が直接通報)

近くの教職員  
又は  
児童生徒等

救急対策本部

養護教諭

校長等  
(副校長・教頭)

教職員

状況報告

警察や救急車の出動要請  
(110番) (119番)

付添

搬送

医療機関

付添者は逐次状況報告

教育委員会  
保護者  
学校医

(必要な場合)

処置

複数の教職員が急行  
救急補助・連絡等

直ちに設置  
事故等対策本部

役割分担

- 関係者からの聴き取り (聴き取り担当)
- 被害者家族への連絡対応 (個別担当)
- 保護者への対応 (保護者担当)
- 報道機関への対応 (報道担当)
- 学校安全対策の実施 (学校安全担当)
- 事故を統括 (庶務担当)
- 情報の収集・整理 (情報担当)
- 教育再開準備 (総務担当)
- 児童生徒等への指導等 (学年担当)
- 救護活動 (救護担当)

※重大な事故等の発生の場合

※校長が不在の場合もあり、全教職員で手配を要する場合は共通理解し、当面した者が手配できるようにしておく。

※この例を参考に、遠足、旅行、宿泊訓練、大会参加等の校外の教育活動中の事故や不審者等による犯罪の発生など、様々な事態の際の救急及び緊急連絡体制を確立しておく。

## 岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例（一部抜粋）

（学校等における安全の確保）

第9条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校（高等課程に係るものに限る。）及び各種学校のうち規則で定めるもの並びに保育所その他の規則で定める児童福祉施設及びこれに類する施設として規則で定めるもの（以下「学校等」という。）において、児童、生徒、幼児等（以下「児童等」という。）が犯罪による危害を受けないよう、安全の確保に関する指針を定めるものとする。

2 知事、教育委員会及び公安委員会は、前項の指針を定め、又は変更したときは、速やかに公表するものとする。

3 学校等を設置し、又は管理する者（以下「学校等の設置者等」という。）は、第1項の指針に基づき、当該学校等の施設内において、児童等の安全を確保するよう努めるものとする。

4 学校等の設置者等は、必要があると認めるときは、その所在地を管轄する警察署その他の関係機関の職員及び児童等の保護者、自治会等、ボランティア・NPO等の参加を求めて、安全の確保に関する取組を推進するための体制を整備するよう努めるものとする。

（通学路等における安全の確保）

第10条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、通学路等（児童等が通学、通園等に利用している道路及び児童等が日常的に利用している公園等をいう。以下この条において同じ）において、児童等が犯罪による危害を受けないよう、安全の確保に関する指針を定めるものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の指針について準用する。

3 通学路等を管理する者、学校等の設置者等、児童等の保護者、自治会等、ボランティア・NPO及び当該通学路等の地域を管轄する警察署長は、必要に応じて連携して、第1項の指針に基づき、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 県民は、通学路等において、児童等が犯罪による危害を受け、又は受けるおそれがあると認めるときは、警察官への通報、避難誘導その他必要な措置をとるよう努めるものとする。

## 学校等における児童等の安全確保に関する指針（一部抜粋）

## 第2 具体的方策

## 1 正当な理由なく立ち入ろうとする者の侵入防止

正当な理由なく、学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防止し、児童等への危害を未然に防ぐため、次のような取組に努めるものとする。

## (1) 出入口の適正な管理

ア 出入口の限定、人の出入りの適切な管理

イ 門扉の施錠等

ウ 受付場所を示す案内表示板及び関係者以外の立入を禁止する旨の表示板の設置

## (2) 受付等の明示

ア 出入口から受付までの誘導路等の設置

イ 受付場所の明示と適切な対応

## (3) 出入り管理の徹底

ア 出入記録簿等による来校者の把握

イ 施設内における名札等の着用要請

ウ 来校者への声掛けによる来校用件の確認

## (4) 施設・設備等の充実

ア 来校者への対応や見通しの確保に配慮した教室及び避難路等の配置の検討

イ 防犯機器等の設置と活用

## 2 施設・設備等の整備点検

不審者の侵入を未然に防止するとともに、不審者が侵入した場合の児童等に対する危害を防止するため、次のような取組に努めるものとする。

(1) 校門、囲障、校舎の出入口・窓、外灯、附属建物等の整備点検

(2) 死角の原因となる障害物等の移動又は除去

(3) 防犯機器等の整備点検

3 緊急時に備えた体制の整備

不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合及び学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれが生じた場合に備えて、保護者、地域住民、ボランティア・NPO、警察署、消防署等の関係機関と連携し、次のような取組に努めるものとする。

- (1) 不審者侵入時の危機管理マニュアルの策定、点検・評価
  - ア 教職員の役割分担
  - イ 緊急時の連絡通報体制の整備
  - ウ 近隣の学校等、警察署、県、市町村その他関係機関における情報連絡網の整備
- (2) 保護者、地域住民及び自主活動団体等との情報の共有
- (3) 学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれが生じた場合の保護者への連絡、登下校の方法の決定等
- (4) 学校行事等の施設開放時における安全確保
- (5) 遠足、校外での教育活動における緊急時の連絡通報体制の整備
- (6) 学校等施設内外の巡視
- (7) 安全管理についての教職員等への指導、研修、訓練の実施
- (8) 教職員等の防犯ブザー・通報用器具の携行
- (9) スクールカウンセラーなどの専門家や専門機関との連携による心のケアの支援体制の確立

通学路等における児童等の安全確保に関する指針（一部抜粋）

第2 具体的方策

1 通学路等における安全確保体制の整備

通学路等に係る関係機関等は相互に連携して、通学路等における児童等の安全を確保するために、次のような取組に努めるものとする。

- (1) 地域ぐるみによる通学路等の見守り協力体制の整備通学路における児童等の登下校時の見守り活動、緊急時の保護活動及びその他児童等の安全確保を行うための協力体制を整備すること。
- (2) 通学路等における犯罪発生情報等の共有
  - ア 通学路等に係る関係機関等は、通学路等における犯罪発生情報等、児童等の安全の確保に関する情報について、速やかに警察署等の関係機関へ通報すること。
  - イ 通学路等に係る関係機関等は、相互に連携し、犯罪発生情報等を伝達するための体制・システムの整備に努めること。
- (3) 通学路等の安全点検
 

通学路等に係る関係機関等は、相互に連携して、通学路等の安全点検の実施及び点検結果の対応に向けた取組に努めること。
- (4) 通学路等のパトロールと協力要請
 

通学路等に係る関係機関等は、通学路等のパトロールに努めること。その際、学校等を管理する者は、実情に応じて児童等の保護者や地域住民に対して、通学路等のパトロールの協力を要請すること。
- (5) 「子ども110番の家」の設置要請等
 

地域住民に対して「子ども110番の家」の設置を要請すること。また、「子ども110番の家」の表示を子どもに分かりやすいものとし、子どもが駆け込んできた場合の対応の周知を図ること。

3 通学路等における安全な環境の整備

- (5) 「子ども110番の家」等の設置
 

通学路等の周辺に「子ども110番の家」等の緊急避難場所を設けること。
- (6) 安全な通学路の指定
 

学校等を管理する者は、児童等の保護者及び関係機関等と連携し、安全な通学路を指定すること。

＜ 参考文献 ＞

分類	文 献 名	発 行 者	発行年
学校 安全	「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育	文部科学省	平成 31 年
	「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」	文部科学省	平成 30 年
	「学校事故対応に関する指針」	文部科学省	平成 28 年
	「生きる力」をはぐくむ防災教育の展開	文部科学省	平成 25 年
	「学校防災マニュアル（地震・津波災害） 作成の手引き」	文部科学省	平成 25 年
	「学校防災マニュアル作成例」	岡山県教育庁保健体育課	平成 25 年